

平成27年度第2回鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会 会議録（概要）

日 時 平成27年10月23日（金）午後2時から午後2時45分まで

場 所 総合福祉保健センター4階 会議室

出席者 黒岩史郎会長、高橋貴子副会長、三好志都美委員、山根清孝委員、
五月女純子委員、平野明美委員、山澤光史委員、梅田和男委員、
山本幸子委員、村田セツ子委員、飯高優子委員、鈴木君江委員、
上谷豪委員、早坂ひとみ委員、西山珠樹委員（鎌ヶ谷市健康増進課主幹）

欠席者 江間由紀夫委員、豊田朋二委員、鮫島亘委員、田中紘子委員、
高橋徹委員（鎌ヶ谷市社会福祉課長）

事務局 斉藤障がい福祉課長、藤嶋係長、中村主任主事、高橋主事
米良施設長（もくせい園）

公開・非公開の区分 公開

傍聴者 なし

会議資料 式次第

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 （資料1）

鎌ヶ谷市における基幹型相談支援センターのあり方について （資料2）

1 課長挨拶

事務局（障がい福祉課長）より、本日の会議では、「基幹型相談支援センターに関するプロジェクトチーム」から検討結果についての報告をさせていただき、来年4月1日から施行される「障害者差別解消法」に規定されている「障害者差別解消支援地域協議会」の組織について委員の皆様から意見を伺いたいなどの内容で挨拶があった。

〈本日の傍聴人及び会議の出席状況について〉

事務局から傍聴人が0名であること、委員の出欠状況、会議の成立に必要な定足数を満たしていることを報告した。

2 基幹型相談支援センターに関するプロジェクトチームからの報告について

会長 プロジェクトチームは、鎌ケ谷市において基幹型相談支援センターの必要の有無を検討するために、各専門部会から2名ずつ選出して、平成26年9月から複数回に渡って検討を行ってきた。今回、意見をとりまとめたので、本日協議会の場での報告となった。プロジェクトチームのチームリーダーである山根委員より報告をお願いしたい。

(1) 山根プロジェクトリーダーからの報告

プロジェクトチームでは、全8回にわたって、基幹型相談支援センターの必要性和設置する場合の機能などについて検討を行ってきた。

【状況把握と必要性】

まず、鎌ケ谷市の現状については、手帳所持者、福祉サービス受給者が増加している一方で、それに対応する障がい福祉課のケースワーカー数は横ばいであり、研修も十分とは言えない状態で行政機関としての一貫性のある支援や、困難ケースへの対応が課題となっている。また、民間の一般相談事業所や特定支援事業所においても、困難ケースへの対応や、専門分野以外の対応等スーパーバイズ（指導・監督）が乏しい状態にあると分析した。こうした状況においては、「基幹型相談支援センター」という行政機関、支援機関に囚われない鎌ケ谷としての新たな仕組みが必要であるとの結論に達した。

【対象と機能】

そのうえで、基幹型相談支援センターが対象とする範囲としては、手帳所持の有無に係らず、身体・知的・精神の3障がい（以下「3障がい」という。）及び難病患者とその家族とし、センターの機能は、アウトリーチ型（援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、積極的に働きかけて支援の実現をめざ

すこと)を基本とし、ワンストップ(1か所で用事が足りること)での総合支援、総合相談が受けられること。さらに、困難事例への対応、相談事業所へのスーパーバイズ機能、虐待や権利擁護などの取組、地域社会に対しての啓発活動、人材育成、社会資源の創出などを扱うものとした。

【人材】

人材は、有資格者であることが望ましく、そのうえで経験及び実績を重視して人材確保に努めることとし、支援者の性別も偏らないようにすることが好ましい。

【設置場所】

基幹型相談支援センターの設置場所については、来所での相談も受けることから、本来であればアクセスの良いところが望ましいが、アウトリーチを中心とするので設置場所については重要視をしないこととした。

【自立支援協議会との関係】

自立支援協議会においては、基幹型相談支援センターを評価する機能を担ってもらいたい。

【設置時期】

設置時期については、さらに具体的な検討が必要であると考えているが、最短で平成29年中の設置が望ましい。

(2) 質疑応答など

委員 基幹型相談支援センターの場所は決まっていないということでよいか。

山根 プロジェクトチームでは、基幹型相談支援センターが鎌ヶ谷市に必要なかどうかというところからの検討であって、場所はどこがいいのか、どういった形で運営していくのがいいのかなどの具体的内容についてまでのとりまとめは行っていない。

事務局 補足したい。場所はどこがいいのか、どのような運営形態がいいのかなどの詳細については、あえてプロジェクトチームでは結論をだしていない。検討結果を報告いただいたうえで、詳細は市の方で決定していきたいと考えている。

会長 支援を必要とする対象者は増加していて、一方で複合的な課題に専門的に答えられる拠点が必要だということは、共通認識を持っていただいていると思う。運営の方法についていえば、外部委託がいいのか、市の直営がいいのか、想定される業務に対して、支援を行う人員をどのくらい確保する必要があるのか、外部委託した場合、具体的な受け皿となる団体をどうするのか。こういうことは予算措置と密接につながってくる。今回のところは、このプロジェクトチームからの報告を自

立支援協議会全体としての提言として市に提出し、市の方で検討してもらい、そのうえで、市からの要請があれば、必要に応じて対応していくこととしたい。

委員 聴覚障がい者の相談支援はどのようになるのか。現在は、障がい福祉課に手話通訳の方を設置してもらっている。

会長 基幹型相談支援センターに手話通訳の方が必要というような意見は、設置にあたってどんどん提案してもらったほうがいい。

委員 基幹型相談支援センターの対象だが、3障がいと特定疾患と「その疑いのある者」も含むのではないか。その点を報告に明記する必要があるのではないか。

山根 対象については、そのとおりである。資料は対象がわかるように修正したい。

会長 今いただいたご指摘部分については、事務局と役員で修正することで一任いただき、プロジェクトセンターからの報告を、自立支援協議会からの提言として市へ提出することとしてよいか採決を取りたい。提言とすることに賛成いただけるかたは挙手願いたい。（出席者の全員一致で自立支援協議会からの提言とすることに決した。）

3 その他

- 相談支援の実績報告について（サポートネット鎌ケ谷より）

前回の会議（平成27年6月25日開催）において報告した平成26年度指定一般相談事業所からの実績報告の人数について、サポートネット鎌ケ谷より延べ人数で報告したため、実人数について下記のとおり補足の報告があった。

相談支援を利用している障害者等の人数（平成27年6月25日開催「第1回自立支援協議会」資料7参照）

延べ人数（前回報告数）	実人数	うち計画相談者数
3,634人	172人	38人

- 障害者差別解消法について

(1) 法律について（事務局からの説明）

差別解消法（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）は、平成25年6月に公布され、平成28年4月から施行される。特徴としては、障がい者への不当な差別の禁止はもちろんのこと、合理的配慮の不提供の禁止も義務化されている。合理的配慮とは、耳が聞こえない方に対して、筆談で説明することや、足の

不自由な方へ歩きやすいように段差をなくしたり、スロープを設置したりということになるので、そういったことを提供しないことが禁止されることになる。

(2) 市の取組について（事務局からの説明）

自治体においても合理的配慮が義務化されることに伴い、全庁的に関わるものであるため、まず職員への法の周知や現状を把握することを目標に、本年7月に全職員を対象にアンケートを実施した。その結果は、職員の多くは障がい名は知っているものの、その障がいの内容や、障がい者への対応方法などは分からないということが分かった。職員への中にも障がいを持った人もいるので、協力してもらえらる職員には直接ヒアリングなども実施していきたいと考えている。今後、権利擁護部会を中心とした、各専門部会の意見を聞きながら、まずは庁内啓発用のチラシ作成、市民向けの周知などを行っていきたい。また、同法の17条には、「障害者差別解消支援地域協議会」を組織することができるとされている。本市では設置する方向で考えているが、国から示された例には、既存の協議会に新たな機能をもたせることも可能とされているので、自立支援協議会の中にこの機能を持たせることができるかなども検討したいと考えている。仕組みやルールについては詰めなくてはいけないことがたくさんあるが、近隣市の動向なども見ながら進めていきたいと考えているのでご協力をお願いしたい。

委員 権利擁護部会で、事業所に差別解消法に関するアンケートを実施していると思う。その結果の発表はないのか。

事務局 権利擁護部会で、差別解消法に関するアンケートの実施に向けて準備を進めているが、現在、アンケートの原案を作成している段階で、実施はしていない。実施すれば、当然自立支援協議会で報告することになる。

委員 障害者差別解消支援地域協議会というのは、自立支援協議会と横並びで設置するものなのか、部会のように下部組織として設置することを考えているのか。

事務局 まだ、この障害者差別解消支援地域協議会というものが、どういったものなのか判然としていないので何とも言えない。ただ、考え方として新たな組織を作るのではなく、どういった形にするかは別にして自立支援協議会にこの機能を含めたいと考えている。内容は個別的なものになると思うので、自立支援協議会の本会にはそぐわないと思われるが、その機能を持たせるのが、既存の部会がいいのか、新たな部会を作る必要があるのかも含めて今後検討していきたい。

委員 個別の紛争を扱うとなると、なかなか難しい内容になるのだと感じる。弁護

士などの専門家を入れる必要もあるのではないか。

事務局 今の自立支援協議会のメンバーだけでなく、必要な人材を加えていくこともできると考える。

- 研修会について

今年度中に「差別解消法」について、研修会を実施予定である。詳細は決定次第連絡したい。

以上、会議の経過を記録し、相違ないことを証するため次に署名する。

平成27年12月11日

氏 名 飯高 優子 _____

氏 名 西山 珠樹 _____